

第一経営熊谷事務所ニュース 2014年5月号

熊谷事務所運営委員会

5月の税務カレンダー

- ☆個人の県民税市民税特別徴収額の通知
- ☆自動車税の納税・・・6/2
- ☆4月分源泉所得税住民税の納税・・・5/12
- ☆平成26年3月決算法人の確定申告
- ☆9月決算法人の中間申告(法人・消費)



【税務耳より情報】

2014年税制改正内容について

- 復興特別法人税の1年間前倒し廃止(個人の復興特別所得税はそのまま25年間適用)
 - 交際費課税の緩和
 - 生産性向上設備促進税制の創設
 - 所得拡大促進税制の拡充
 - 給与所得控除の見直し
 - ゴルフ会員権の譲渡損の損益通算禁止
 - 消費税簡易課税制度のみなし仕入れ率の一部変更
- 税額控除等については、一定の要件があります。詳細については、職員にお尋ねください。

《ちょっとランチタイム》

今回は、中国料理 菜香館さん(048-533-3343)熊谷市拾六間1009-2の中華料理屋さんです。

おすすめは、食べ放題飲み放題コース(6人以上で予約要！)。なんとメニューから料理を選び放題(一部不可のものもありますご注意ください)で、紹興酒、ビールなどが飲み放題で2,980円!!!本場中国の方が作っておられて、味は美味しく、お腹もいっぱいになって、なおかつ安くお財布に優しい～。時間制限120分です。ご家族で中華料理を堪能してはいかがでしょうか。(^)v



《社労士法人よりお知らせ》

育児休業給付は一部引き上げになりました

育児休業給付金は休業開始日額の50%でしたが、休業開始から180日分に限定して67%に引き上げられました(180日にならない場合もありますので、詳細はお問い合わせください)

今回の改正は平成26年4月1日施行です。新ルールが適用されるのは施行日以後に休業を開始した被保険者となります。

業務改善助成金

地域別最低賃金により大きな影響を受ける中小企業の事業主を支援する目的で、事業場内の最も低い時間給を、40円以上引上げて800円以上とすることを目指す中小企業に対して、労働能率の増進に資する設備・機械の導入等に係る経費が助成されます。

【業務改善助成金の概要】

ア 関東では、埼玉・千葉・群馬・茨城・栃木が対象となります。

イ 支給の要件

①賃金引上計画

事業場内で最も低い賃金を、40円以上引き上げる計画を作成し、計画を実施すること。

②業務改善計画

労働者の意見を聴取の上、業務改善(賃金制度の整備・就業規則の作成・改正、労働能力増進に資する設備・器具の導入、研修等)についての計画を作成し、実施すること。

ウ 助成対象事業主

業種	①資本金又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

エ 支給額

上記業務改善経費の2分の1(企業規模で30人以下の事業場は4分の3)上限は100万円、下限は5万円

*厚生労働省のホームページに詳細が掲載されています。

【職員紹介】熊谷事務所 1課 課長 相川 弘美

☆誕生日 10月12日

☆てんびん座

☆B型

第一経営に入社して、早いもので17年目になります。ガーデンシティ深谷に住み、日曜大工のデッキや花のある暮らしに癒される休日が楽しめる余裕が少し出来ました。友達と温泉や年に幾度かの旅行に出かけるのを楽しみにオンとオフを切り替えながら仕事をしています。皆様のお力になれるように頑張りますので、どんなことでも相談してください。